

公益財団法人 日本生命済生会 次世代育成支援対策推進法 行動計画

1. 目的

「次世代育成支援対策推進法」は次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を目的とするものであり、当会においても出産・育児と仕事の両立支援のために取組を進めるべく、育児休業取得及び職場復帰推進の環境整備を目指す。

2. 期間

2020年4月1日～2025年3月31日（5ヶ年）

3. 目標と実施計画

○育児休業の取得奨励

- ・ 出産後復帰希望者の育児休業の100%取得を目指す
- ・ 産休取得者への育児休業の説明と、育児休業中の補充要員の確保等に努める（産休・育休代替派遣者の積極的活用など）

○結婚・出産による退職者の再雇用促進

- ・ 結婚、出産を契機に退職した職員が当会に正職員・パート職員等での再就職を希望する場合には、在籍中の適性・実績等を考慮しつつ、積極的に採用することを目指す。

○看護休暇の取得推進

- ・ 看護休暇（年間5日又は10日）について幅広く告知するとともに、積極的な取得を推進する。

○育児時短勤務制度の利用促進

- ・ 育児時短勤務制度について積極的な利用を推進する。

○インターンシップや実習、中学校職業体験学習や子ども医療体験等の積極的開催・受入・学生への就業体験機会提供等により安定就労支援推進と青少年育成へ貢献

○配偶者出産休暇の取得推進

- ・ 配偶者が出産する場合、出産当日を含め前後通算3日間の特別休暇取得を推進する。

以上